港湾作業料金表

適 用 港

八代港

平成7年9月8日認可平成7年9月16日実施

八代市新港町4丁目5番5

松木運輸株式会社 八代港湾倉庫株式会社

港湾作業料金表

(一貫料金、総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

[適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同 一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸 本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役 手配が一貫して行える場合に適用します。

Ⅱ 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

						(1トンにつき単位円)
					金	額
	品		目		接岸本船	接岸本船 ← →
					上屋·野積場内	上屋·野積場前
	コンテナ	実	入		768	682
ユ		空			653	580
ニタ	パレタイズ					
イ	バンパック				1,511	1 076
ズ	バッグコン				1,511	1,376
貨物	プレスリン					
物	ノックダウン				1.140	1.045
等				トン未満のもの)	1,146	1,045
		量5トン以上	又は容積20	トン以上のもの)	1,608	1,456
	袋物				2,005	1,821
包	ベール物				2,078	1,875
装	カートン	雑貨類・機械類	頁(1個当り5トン末	満のもの)	2,221	2,034
कर	ケース	機械類(1	個当り5トン.	以上のもの)	1,608	1,456
8	クレート	青 果	類		1,657	1,495
1.0300		冷凍品·浴	蔵品		-	3,064
	タイ	ヤ			1,504	1,384
	巻 取 紙	(内地産)			1,225	1,090
有	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,095	979
姿	121	开主网"(00)		北洋材	1,492	1,377
			製	材	1,195	1,074
貨	非鉄金属類	質(半製品	.銑鉄·地金)	1,796	1,607
th-free		一般鋼材(口	径12インチ未	満の鋼管含む)	1,719	1,563
物	鋼 材	鋼管(口径	12インチ以	上のもの)	1 401	
		コイル			1,461	1,328
	石	材			1,738	1,606
LHV.	小	麦				-,,,,,,
撤	肥料原	料			1,251	1,110
貨	鉱礦	石(粉)			(II. 62 (I. 17)	*****
貝	鉱礦	石(塊)			1 222	
物	特殊鉱礦	廣石			1,644	1,489
1,-3	砂	糖			1,575	1,454

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内 ← → 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、 拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまで の作業。

②「接岸本船内 ← 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、 貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、 接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 增 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

租	Ĩ	別内			容	割	増	率
半	夜	荷	役	基本	料金の(5割増		
日曜	日曜日・祝祭日荷役 日曜日・初				における荷役	基本料	斗金の1	0割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を 算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱 貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に 係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

					- 一一一一
1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		16人~22人 (19人)	23人~29人(26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	34,510	53,800	73,090	92,420	108,970
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	53,680	83,690	113,690	143,770	169,510

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役あっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分		16人~22人(19人)	23人~29人(26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役 及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合 は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

		区			分						金	È							額			
(1)	港	湾	福	利	分	担	金	各	貨	物	(-	律)	1	<u>۲</u>	ン	に	つ	き	8	円
(2)	労	働	安	定	基	金	3	各	貨	物	(_	律).	1	 	ン	に	つ	き	7	円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・ 雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う 荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金の ほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め 又は、慣習によります。

港湾荷役料金表(船内荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

					(1トンにつき単位円)
	- 6		目		金額
	コンテナ	実 入			357
ユ	-2777	空			304
=	パレタイズ貨	物		10	
4,	バンパック			- 1	979
7	バッグコンテ	ナ			878
ニタイズ貨物等	プレスリング				
物	ノックダウン				070
等	完成車(重量	5トン未満かつ容利	責20トン未満の	(すの)	676
14.1		た5トン以上又は容利			892
32.5	袋物	,			1,147
包	ベール物				1,121
\ 		雑貨類·機械類	(1個当り5ト)	ン未満のもの)	1,354
装	カートン	機械類(1個当)			892
品	ケースクレート	青 果 類			895
пп	1 20-1	冷凍品・冷蔵品			2,179
	タイ	+			951
	巻 取 紙 ((内地産)			578
		水落しのもの	原	木	390
有				米国材	500
V/	木 材	The state of the	原木	南洋材	539
姿		岸壁揚のもの		北洋材	959
貨			製	材	621
貝	非鉄金属類	(半製品・銑鉄・坩	也金)		894
物		一般鋼材(口径		あの鋼管含む)	987
173	鋼材	鋼管(口径12イン			000
	2000	コイル			839
	石	材			1,138
2007		麦			
撤		料			574
11h	The second secon	石(粉)			
貨		石(塊)			
物	特殊鉱礦				912
720		糖			1.019
	砂	槽			1,019

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成 員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者 と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 增 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

租	£	5	引	内	容	割	率	
半	夜	荷	役	16時30分から21時30分割	基本	料金の	6割増	
日曜	目・祈	祭日	荷役	日曜日・祝祭日	における荷役	基本料	斗金の1	0割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱 貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に 係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

				(工口工1441月11	こづさ 単位円)
1口の作業構成員数 による区分		10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人(19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	20,740	31,790	42,830	53,890	62,190
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	32,260	49,450	66,620	83,830	96,740

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役あっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金 最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

					- 70 十11/1/
1口の作業構成員数 による区分		10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。 ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役 及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合 は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

		区				分					金								額			
(1)	港	湾	福	利	分	担	金	各	貨	物	(-	— 1	律)	1	h	ン	に	つ	き	4	. 円
(2)	労	働	安	定	基	金		各	貨	物(_	律) 1	. ト	ン	に	つ	き	3	円	5 () 銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米を もって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・ 雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、 荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した 金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め 又は、慣習によります。

港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

					T A	佐
					金块土奶奶烟~~	額
	ㅁ		目		接岸本船船側	接岸本船船側
		T +++ -1			上屋·野積場内	上屋·野積場前
ュ	コンテナ	実 入			451	361
=	0. 1. 1.	空			383	306
タ	パレタイズ1	貨物				10
7	バンパック				712	570
ズ	バッグコンラ				112	0.0
貨物	プレスリンク					
物	ノックダウン				530	424
等		量5トン未満かつ容和				724
		量5トン以上又は容和	責20トン以上の	かもの)	801	641
	袋 物				963	770
包	ベール物				1,066	853
装	カートン	雑貨類·機械類(1個当り5トン	未満のもの)	984	787
衣	ケース	機械類(1個当り	5トン以上のす	5の)	801	641
品	クレート	青 果 類			849	679
		冷凍品·冷蔵品			_	1,046
	タイ	Y			632	506
	巻 取 紙	(内地産)			711	569
有	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	614	491
姿	N 10	产室協り607		北洋材	612	490
			製	材	637	510
貨	非鉄金属類	(半製品·銑鉄·坩	也金)		997	798
47		一般鋼材(口径12イン	/チ未満の鋼管	(含む)	822	658
物	鋼材	鋼管(口径12イン	チ以上のもの	の)	200	==0
	1800	コイル			699	559
	石	材			691	553
-900	小	麦				
撤	肥料原				743	594
11-	鉱礦	石(粉)			, 10	501
貨	鉱礦	石(塊)				
Hofee	特殊鉱礦				819	655
物	砂	糖			639	511
	140	ᄱ			000	011

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側 ← 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

②「接岸本船船側 ← 上屋・野積場前」の場合

(場荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する 作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する 作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 增 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

租	Ē	別内		容	割	増	率	
半	夜	夜 荷 役 16時30分から21時30分までの間における荷役						5割増
日曜	呈日・初	2祭日	荷役	日曜日・祝祭日	における荷役	基本料	斗金の1	0割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から それぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱 貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に 係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

				(-	H THOUSE	C +11111
1口の作業構成員数 による区分	4~6人以下 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人(11人)	13人~15人(14人)	16人~18人(17人)	19~21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	13,770	22,010	30,260	38,530	46,780	55,050
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	21,420	34,240	47,070	59,940	72,770	85,630

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役あっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金 最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

					12111-	C +111/
1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		7人~9人 (8人)	10人~12人(11人)	13人~15人(14人)	16人~18人 (17人)	19~21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役 及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合 は、該当の最低料金を適用します。

- 6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金本料金は、次の作業を行った場合に適用します。
 - (1) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
 - (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

	(ログにつら 手匠口)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,587
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	1.100
及びこれらに類似した作業能率のもの	1,489
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個	4.005
当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,397

7. 看 貫 作 業 料 金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。 ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕 訳 作 業 料 金 本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替え作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	施設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	9	6
繊維原料類	38	30
青果	38	30
窯 製 品	47	38
その他の貨物	68	55

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 - 2. コンテナについては、野積場置きの料金とします。
 - 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増し、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分 担 金 等

	区	分	金	額	
(1)	港湾福祉	分担金	各貨物(一律)1トンにつき	4円	
(2)	労働安?	定基金	各貨物(一律)1トンにつき	3円50銭	

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米を もって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、 その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. そ の 他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・ 雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合、 基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、 別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め 又は、慣習によります。

港湾作業料金表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内< > 上屋・野積場 内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 上屋・野積場内又は、戸前迄の 荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸 荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役 料金(沿岸荷役料金)を適用します。

Ⅱ 料金の種類及び適用方

- 1. 基本料金
- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 < 上屋・野積場内又は、 上屋・野積場前

(1トンにつき単位円) 額 金 品 B 本 船 内 ← 本 船 内← 上屋·野積場内 上屋·野積場前 実 入 586 511 コンテナ ユ 498 434 パレタイズ貨物 4 バンパック 1 1,376 1,267 バッグコンテナ ズ プレスリング 貨 ノックダウン自動車 物 1.045 964 等 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの) 完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの) 1,456 1,335 1,821 1,675 包 ベール物 1,875 1,713 雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの) 2,034 1,885 装 カートン 機械類(1個当り5トン以上のもの) 1,456 1,335 ケース 果類 1,495 1,366 品 クレート 冷凍品·冷蔵品 -2,865 1,384 1,288 巻 取 紙 (内地産) 924 820 米国材 有 979 885 材 岸壁揚のもの 原 木 南洋材 木 姿 北洋材 1,377 1,283 材 1,074 978 貨 非鉄金属類(半製品·銑鉄·地金) 1,607 1,455 一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む) 1,328 1,250 物 錮 材鋼管(口径12インチ以上のもの) 1,130 1.063 コイル 石 材 1,606 1,501 11 麦 撤 肥料原料 1,110 997 鉱 礦 石(粉) 貨 鉱 礦 石(塊) 1,489 1,364 特殊鉱礦石 物 砂 1,454 1,357

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 - 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

			(1トンにつき単位円)	
		金	額	
	品目	本船内←→	本 船 内← →	
	1997	上屋·野積場内	上屋·野積場前	
	コンテナ 実 入	586	469	
ユ	空	498	398	
=	パレタイズ貨物			
9	バンパック	000	741	
7	バッグコンテナ	926	741	
化	プレスリング			
イズ貨物	ノックダウン自動車	200	1222	
等	完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	689	551	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)	1,041	833	
	袋 物	1,252	1,001	
包	ベール物	1,386	1,109	
壮	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	1,279	1,023	
装	カートン 機械類(1個当り5トン以上のもの)	1,041	833	
10.00	クレート 青 果 類	1,104	883	
пп	冷凍品·冷蔵品	-	1,360	
	タイヤ	822	658	
	巻 取 紙 (内地産)	924	740	
有	米国材	700	600	
13	木 材 岸壁揚のもの 原 木 南洋材	798	638	
姿	北洋材	796	637	
	製材	828	663	
貨	非鉄金属類(半製品·銑鉄·地金)	1,296	1,037	
ıl.C.	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	1,069	855	
物	鋼 材鋼管(口径12インチ以上のもの)	000	707	
	コイル	909	727	
	石 材	898	719	
Artol-	小 麦			
撤	肥料原料	966	772	
貨	鉱礦石(粉)		1	
貝	鉱 礦 石(塊)	1 005	050	
物	特殊鉱礦石	1,065	852	
IVV	砂糖	831	664	

(3) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内 < ---> 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内 ← 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ 移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に 積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成 員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者 と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 增 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を 算出し、これらの金額を合算します。

種		另	[1]	内	容	割	増	率	
半 . 孩	₹ 1	荷	役	16時30分から21時30分	基本料金の6割増				
日曜日•祝祭日荷役				日曜日 · 祝祭日	基本料	基本料金の10割増			

3. 割 引 料 金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引きます。

4. 分 担 金 等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 〜 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

	Þ	<u>C</u>		分	†		金額	
(1)	港	湾	福	利 分	担	金	各貨物(一律)1トンにつき	8円
(2)	労	働	安	定	基	金	各貨物(一律)1トンにつき	

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

	D	<u> </u>	W		分	7		金額
(1)	港	湾	福	利	分	担	金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2)	労	働	多	ŧ ;	定	基	金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50鉋

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米を もって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・ 雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う 荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金の ほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、 別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め 又は、慣習によります。